

群馬大学台風等自然災害における休講等の措置に関する申合せ

平成26年1月22日
学 長 裁 定
改正 平成29年4月1日
令和 3年4月1日

この申合せは、台風等自然災害により、群馬大学（以下「本学」という。）が所在する地域に暴風、暴風雪、大雨、大雪等の警報（特別警報を含む。）（以下「警報等」という。）が発表された場合及び不測の事態が生じた場合における学生及び関係教職員の生命の安全を確保し、事故を防止するため、本学（附属学校を除く。以下同じ。）の授業及び定期試験（以下「授業等」という。）の休講等について必要な事項を定める。

第1 休講等の措置の決定

学長は、本学が所在する地域に警報等が発表された場合には、原則として第2の休講等の措置を決定する。ただし、学長は、本学が所在する地域の天候や交通機関の状況等並びに学部、研究科及び学府（以下「学部等」という。）の事情を考慮し、第2の休講等の措置以外の必要な措置を決定することができる。その他特別な事情がある場合においても、同様とする。なお、緊急を要する場合には、理事（教育・評価担当）がこれを決定することができる。

第2 休講等の措置（昼間に実施する授業等）

- (1) 台風により、「暴風警報」又は「大雨警報」が本学が所在する地域（荒牧キャンパス及び昭和キャンパスにおいては前橋市、桐生キャンパスにおいては桐生市、太田キャンパスにおいては太田市）に発表された場合の授業等は、次のとおりとする。
 - ① 午前6時の時点で警報等が発表されている場合には、午前の授業等を休講等とする。なお、午前6時過ぎに警報等が解除された場合であっても、午前の授業等を休講等とする。
 - ② 午前10時の時点で警報等が発表されている場合には、午後の授業等を休講等とする。なお、午前10時過ぎに警報等が解除された場合であっても、午後の授業等を休講等とする。
 - ③ 授業等の開始後に警報等が発表された場合には、次の時限以降の授業等を休講等とする。なお、休講等の措置を決定後に、直ちに帰宅することが危険な場合には、学生及び関係教職員を学内の施設で待機させる等、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 大雪により、「暴風雪警報」又は「大雪警報」が本学が所在する地域（荒牧キャンパス及び昭和キャンパスにおいては前橋市、桐生キャンパスにおいては桐生市、太田キャンパスにおいては太田市）に発表された場合の休講等の措置は、(1)の取扱いに準じる。

第3 学生等への周知方法

- (1) 休講等の実施に関する学生及び関係教職員への周知は、速やかに本学ホームページ（学部等のホームページを含む。）、学生向けGメール、一斉放送及び学内掲示板により行う。
- (2) 学外の非常勤講師への周知は、当該学部等から必要に応じて電話等により行う。

第4 実習等

- (1) 本学のキャンパス以外で実施する実習やインターンシップ等については、各実習先の指示に従う。
- (2) 休講等の措置が取られた場合には、本学のキャンパスで実施する屋外での課外活動等は、原則として禁止とする。

第5 その他

- (1) 夜間に実施する授業等の休講等の措置については、第1の規定にかかわらず、当該学部等の長が判断する。
- (2) 休講等となった授業等については、各授業等担当教員の判断で後日、補講等を行う。
- (3) 地震等により不測の事態が生じた場合には、この申合せによらず、学長は休講等の措置を決定することができる。

第6 申合せの期日

この申合せは、平成26年1月22日から実施する。